

視聴時間

18 分

無償学習教材

2025年10月道交法改正対応版

二輪版

＜外国人の方向け＞ 交通ルール／免許／保険

MS&AD

あいおいニッセイ同和損保



大分県警察本部 OITA PREFECTURAL POLICE

はじめに

本資料は……

日本にお住いの外国人の方々に日本の交通ルール等を学び、安全運転に努めて頂きたいという思いから作成したものです。

安全・安心で楽しい日本での生活をお送りください。

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

 APU
Shape your world
Ritsumeikan
Asia Pacific University

 大分県警察本部 OITA PREFECTURAL POLICE

目次

1. 日本の交通ルール
2. 日本で運転するためには(運転免許制度等)
3. 事故発生時の対応等
4. 保険(自賠責保険、任意保険)等について
5. 原付等について

1.日本の交通ルール

～ ①運転免許証～

①自動車の運転には運転免許証が必要です

例1) 国際運転免許証



例2) 外国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付して運転



+



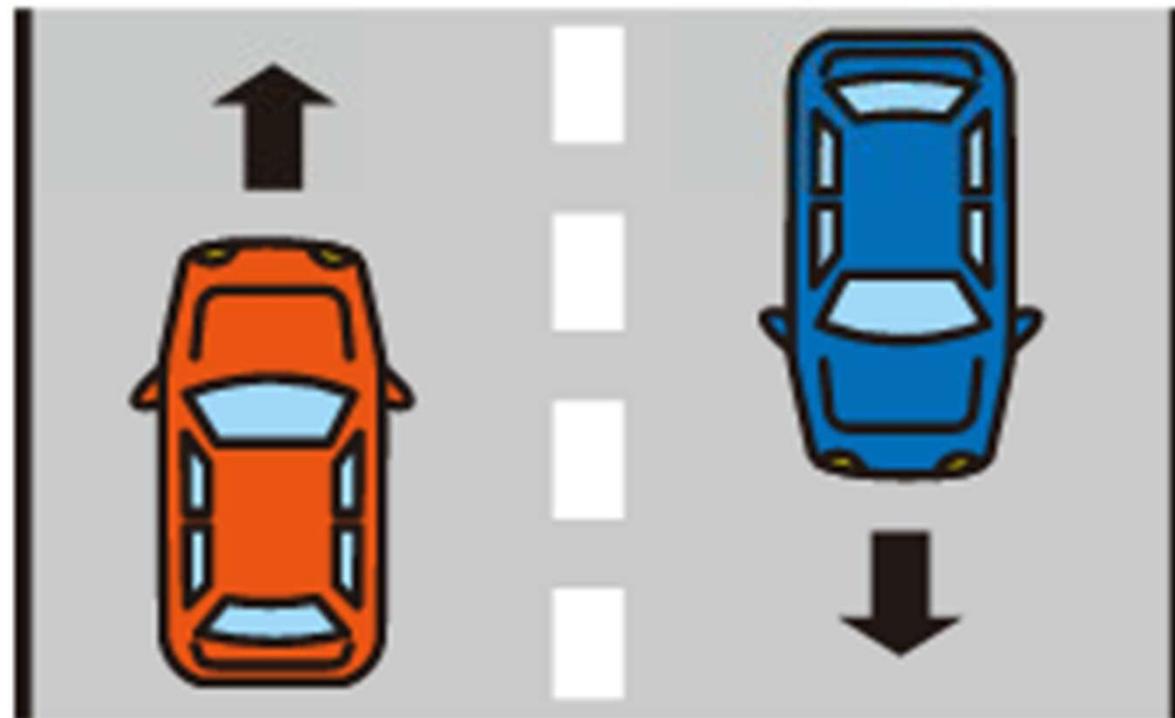
運転免許証の詳細についてはスライドP.14～

出展：警察庁HP 交通局「外国人向け教材」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/koutsuuannzennjouhou.html>) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社編集

～ ②通行方法 ～

②-1 日本は「左側通行」です

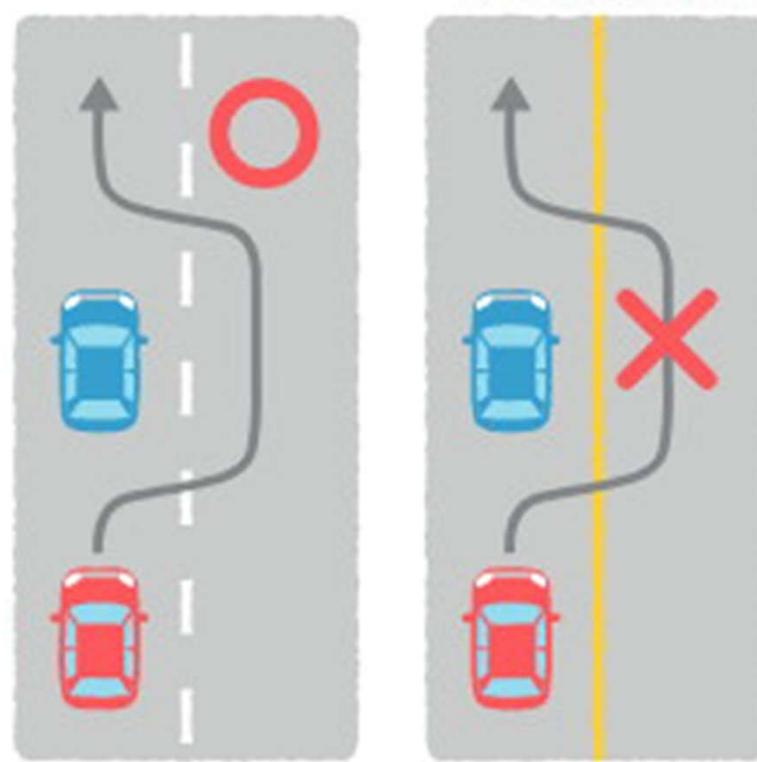


出展：警察庁HP 交通局 「外国人向け教材」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/koutsuuannzennjyouhou.html>) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社編集

～ ②通行方法 ～

②-2 進路変更 センターインが黄色の場合ははみだし禁止です

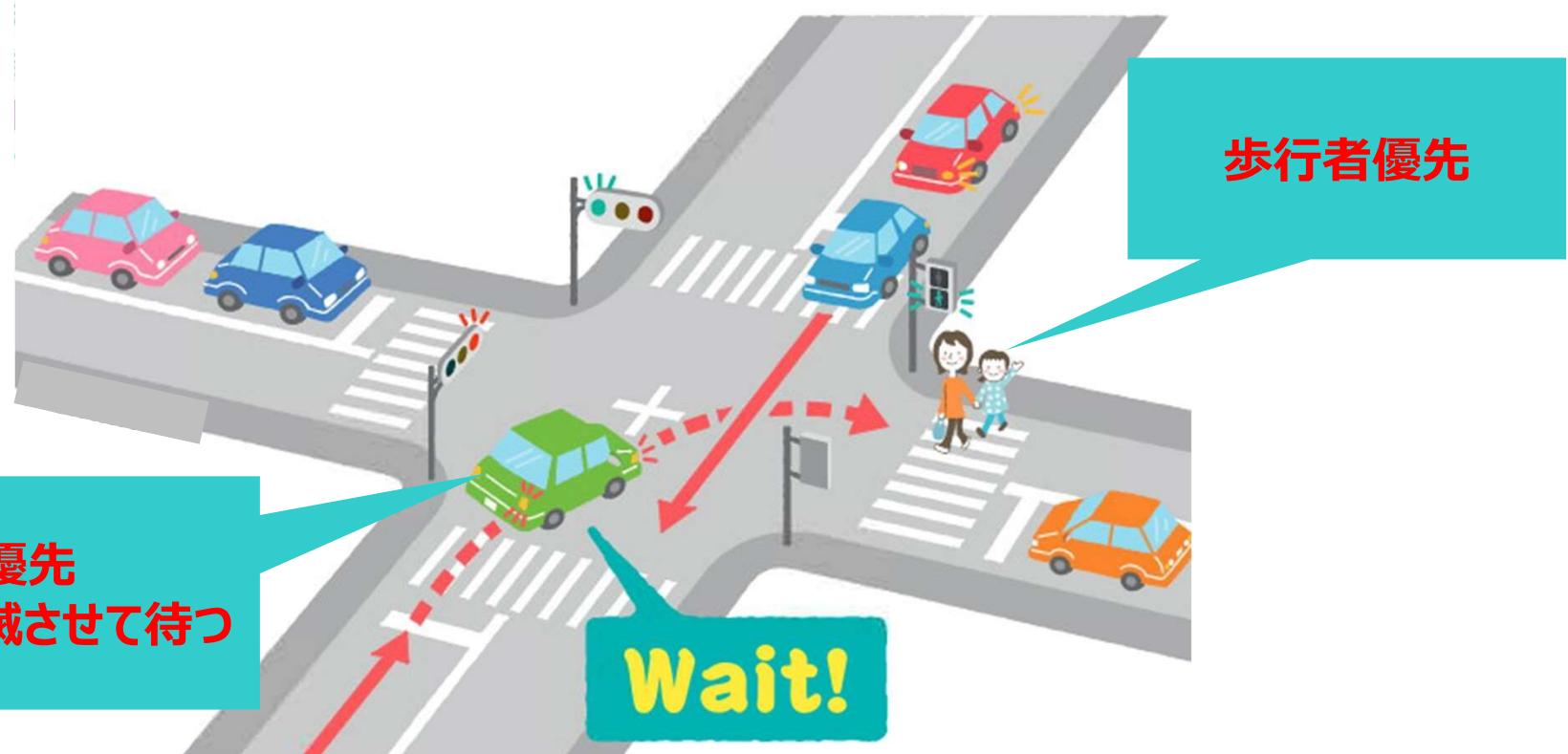


出展：警察庁HP 交通局「外国人向け教材」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/koutsuuannzennjouhou.html>) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社編集

～ ②通行方法 ～

②-3 交差点の通行方法

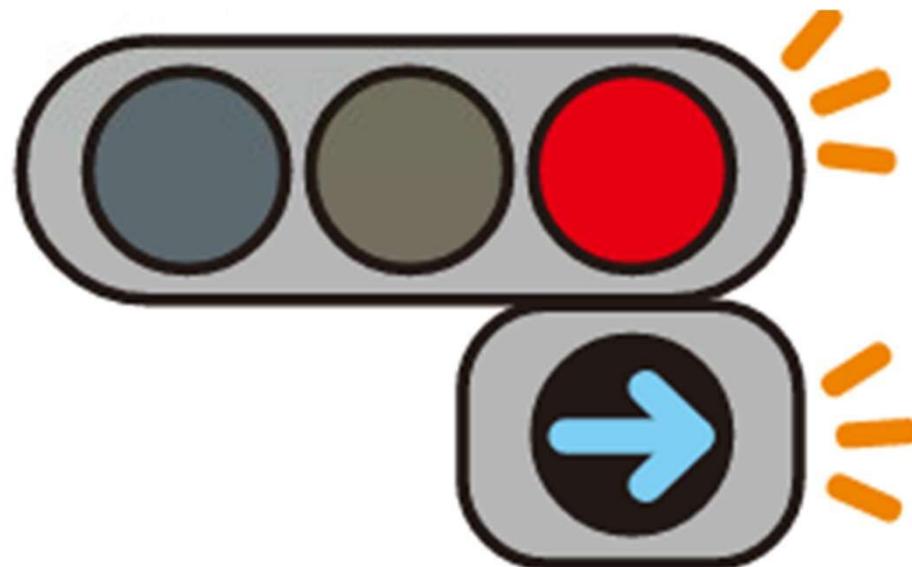


出展：警察庁HP 交通局「外国人向け教材」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/koutsuuannzennjouhou.html>) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社編集

～ ③信号 ～

③ 「赤は止まれ・緑の矢印方向は進め」



矢印が出ている間は、矢印の方向へ進むことができます

～ ④標識 ～

④ 「必ず一時停止」してください



他国では→



～ ⑤その他の信号や道路標識 ～

⑤ 「日本の信号と道路標識」



日本の信号と道路標識については
右の二次元コードをスキャン（英語版）

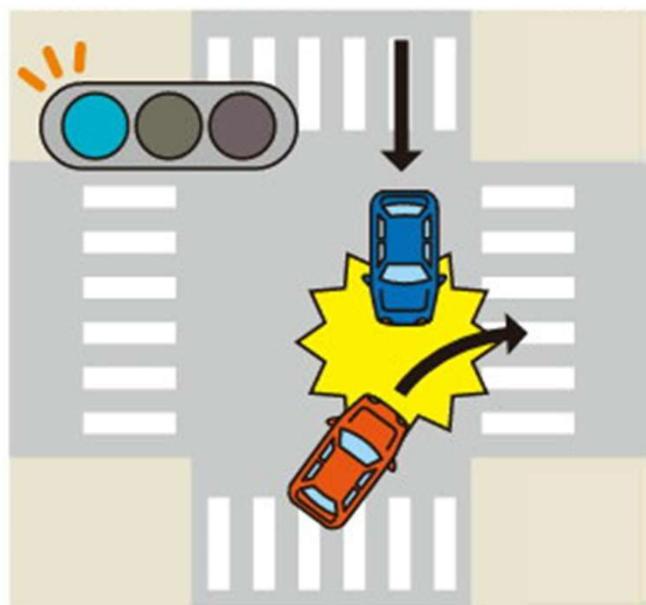


勉強するでござる!

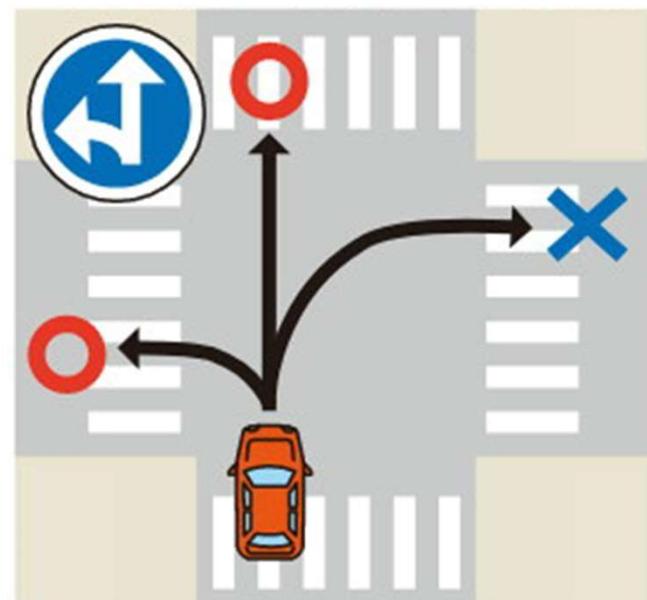
～ ⑥事故事例と違反の例 ～

⑥特に注意してください

右折の時は
直進車に注意



指定方向以外
進行禁止



～ ⑦その他運転中の交通ルール ～

⑦運転中の禁止事項



シートベルトの着用を



飲んだら乗れん
(アルコールは×)



スマホは×



ヘッドホンも×

2.日本で運転するためには ～運転免許等～

日本で運転するためには、次のいずれかの免許証が必要

① 日本の運転免許証

② 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）
に基づく国際運転免許証

③自動車等の運転に関する外国の運転免許証※

※「自動車等の運転に関する外国（国際運転免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域）の運転免許証（政令で定める者が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限る）

日本で運転するためには、次のいずれかの免許証が必要

① 日本の運転免許証

② 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）
に基づく国際運転免許証

③自動車等の運転に関する外国の運転免許証※

※「自動車等の運転に関する外国（国際運転免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域）の運転免許証（政令で定める者が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限る）

①日本の免許を取得する場合（1）

★免許試験の一部免除により取得する方法（外国の運転免許を受けている方）



- 外国の運転免許を受けている者は、運転免許試験の一部(学科試験、技能試験)が免除されます。
- ただし、外国の運転免許を受けた後、その国に通算して3か月以上滞在していたことが条件です。

出展：警察庁HP「日本で運転する場合」

(https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/pdf/driving-pattern_v2.pdf) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社編集

日本で運転するためには

外国の行政庁等の免許を受けている方は、その免許で運転することができる自動車等に関する日本の免許を、試験の一部免除により取得する手続を申請することが可能。

申請場所

日本での住所地（居所地）を管轄する都道府県警察の運転免許センター等

手続

申請に基づき運転について必要な知識又は運転に関する技能を確認し、運転することに支障がないと認められた場合には、免許試験の一部が免除

注意事項

- ① 外国の免許を受けた後、その国に通算して3か月以上滞在していたこと
- ② 代理による申請は不可

①日本の免許を取得する場合（2）

★通常の免許試験により取得する方法（外国の運転免許を受けていない方）



- 外国の運転免許を受けていない者は、通常の運転免許試験を受けて、日本の運転免許を取得する必要があります。

出展：警察庁HP「日本で運転する場合」

(https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/pdf/driving-pattern_v2.pdf) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社編集

日本で運転するためには、次のいずれかの免許証が必要

① 日本の運転免許証

② 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）
に基づく国際運転免許証

③自動車等の運転に関する外国の運転免許証※

※「自動車等の運転に関する外国（国際運転免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域）の運転免許証（政令で定める者が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限る）

②国際運転免許証

★国際運転免許証により運転



○日本に上陸後1年間、ジュネーブ条約（＊）に定められた様式に合致した国際運転免許証を所持することで運転できます。

（道交法第107条の2）

(※) ジュネーブ条約
……1949年9月19日にジュネーブで署名された道路交通に関する条約

※ジュネーブ条約加盟国はP.77参照

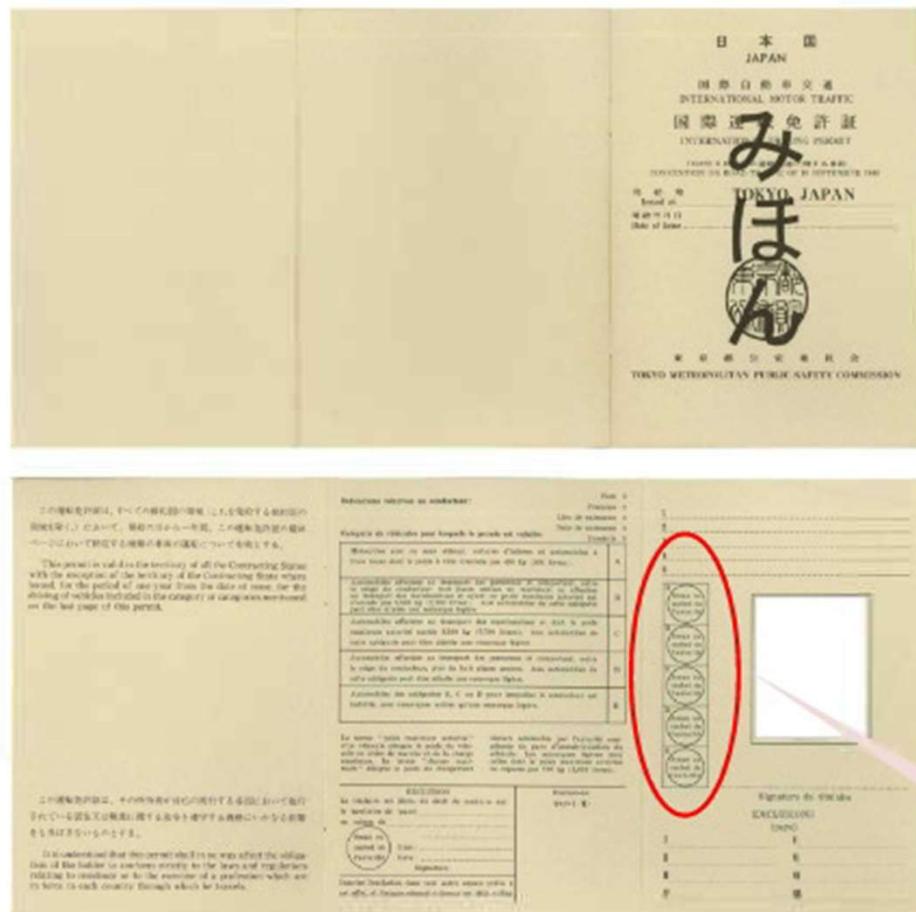
出展：警察庁HP「日本で運転する場合」

(https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/pdf/driving-pattern_v2.pdf) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社編集

日本で運転するためには

②国際運転免許証

★国際運転免許証見本



出展：在ラオス日本国大使館HP

<https://www.la.emb-japan.go.jp/files/000357919.pdf>

②国際運転免許証

★国際運転免許のランクによる車両種別

ランク	ジュネーブ条約による国際運転免許証の車両種別	日本の運転免許における車両種別
A	二輪の自動車(側車付きのものを含む。)、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム(900ポンド)をこえない三輪の自動車	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車 <u>(注意) Aにスタンプがない場合は、原動機付自転車も運転できません。</u>
B	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物運送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム(7,700ポンド)をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	普通自動車に区分される車両で ・ 乗用自動車は、運転席のほかに8人分(乗車定員が9人以下)までの車両 ・ 普通貨物自動車で、許容最大重量(車両重量+最大積載量)が3.5トン以下の車両
C	貨物運送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム(7,700ポンド)を超える自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	大型貨物自動車、中型貨物自動車及びB以外の普通貨物自動車
D	乗用に供され、運転者席のほかに8人分を超える座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	大型乗用自動車、中型乗用自動車及びB以外の普通乗用自動車
E	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両	重被けん引車をけん引するけん引自動車

出展：在ラオス日本国大使館HP

<https://www.la.emb-japan.go.jp/files/000357919.pdf>

国際運転免許証で運転するための要件

①国際運転免許証の発給から1年以内、
かつ日本に上陸した日から1年以内

②「3か月ルール（道路交通法107条の2）」
に抵触していない

国際運転免許証で運転するための要件

①国際運転免許証の発給から1年以内、
かつ日本に上陸した日から1年以内

②「3か月ルール（道路交通法107条の2）」
に抵触していない

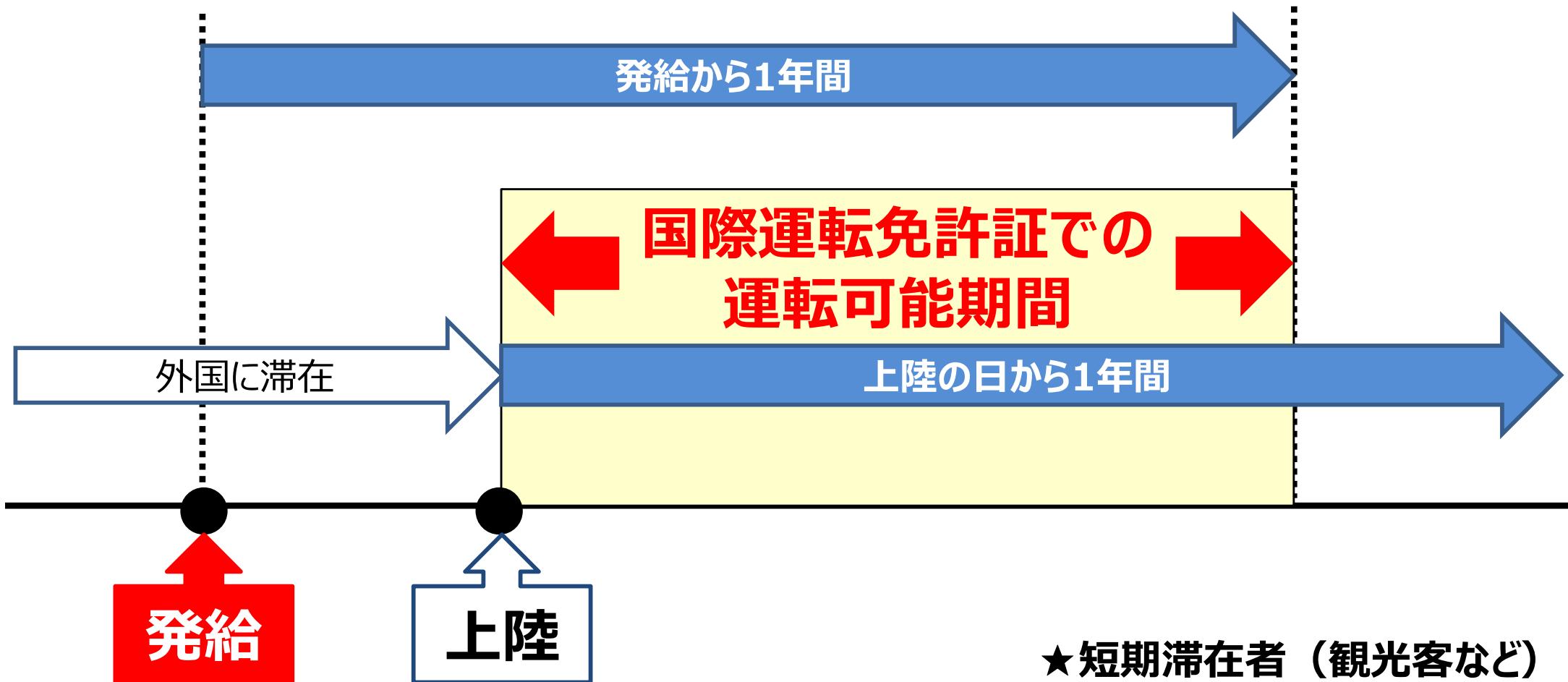
ご注意ください!

日本で運転できる国際運転免許証はジュネーブ条約締約国が
発行し、同条約に定める様式に合致した国際運転免許証です。

※【参照】P77一覧表

ジュネーブ条約締約国が発行した国際運転免許証であっても、
他の条約（ウィーン条約等）に基づく様式により発行された
国際運転免許証では、日本で運転はできません。

①国際運転免許証の発給から1年以内、かつ日本に上陸した日から1年以内



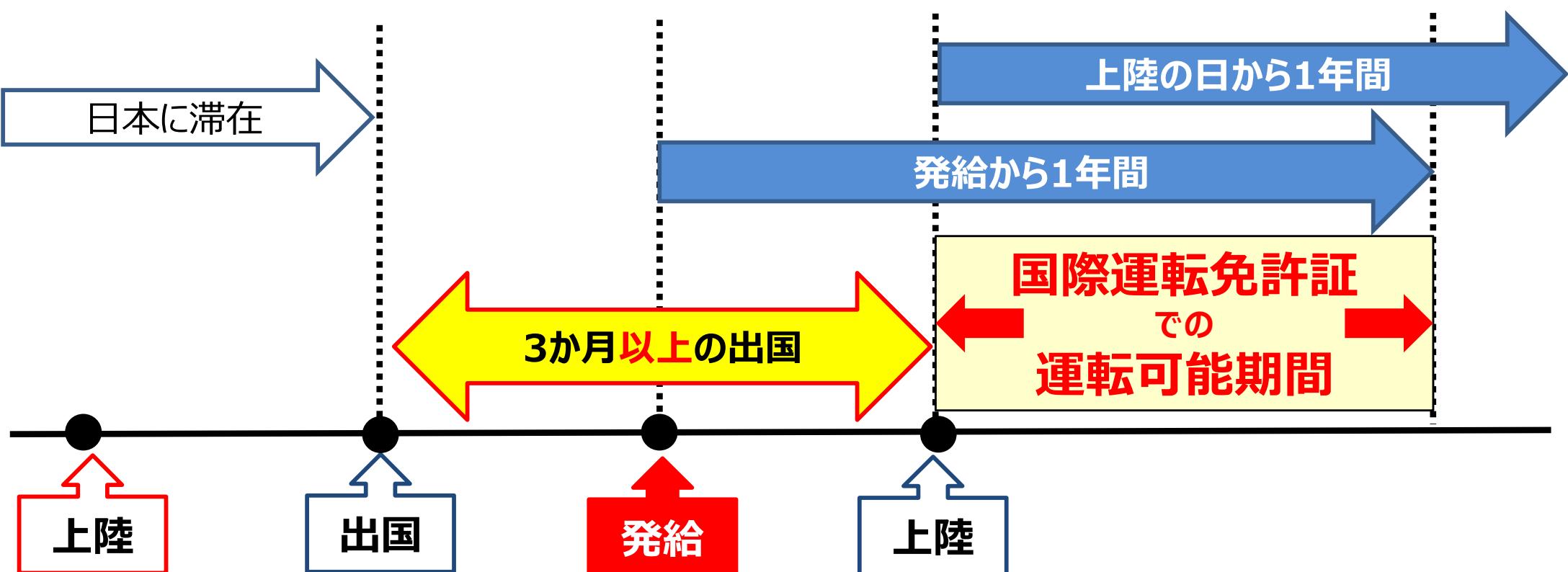
国際運転免許証で運転するための要件

①国際運転免許証の発給から1年以内、
かつ日本に上陸した日から1年以内

②「3か月ルール（道路交通法107条の2）」
に抵触していない

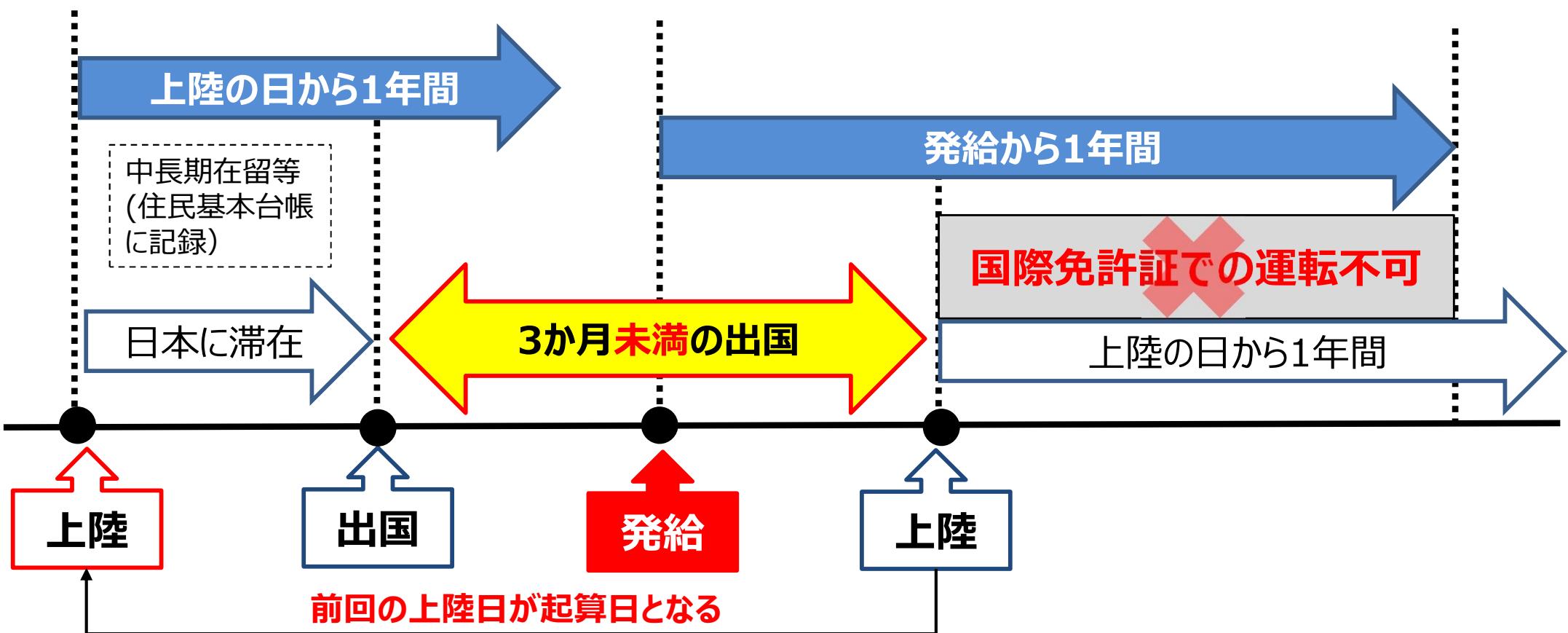
※出国の日から3か月以上経過して再上陸した場合

住民基本台帳に記録されている方（中長期滞在の外国人等）が、出国の確認又は再入国の許可を受けて日本を出国し、3か月以上の滞在中に新たな国際運転免許証を取得した後、再び上陸した場合は、当該上陸（帰国）の日が国際運転免許証の運転可能期間の起算日になります。



※出国の日から3か月未満で再上陸した場合

住民基本台帳に記録されている方（中長期滞在の外国人等）が、出国の確認又は再入国の許可を受けて日本を出国し、3か月未満の滞在中に新たな国際運転免許証を取得した後、再び上陸した場合は、当該上陸（帰国）の日は国際運転免許証の運転可能期間の起算日にならないので**日本で運転はできません。**



日本で運転するためには、次のいずれかの免許証が必要

① 日本の運転免許証

② 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）
に基づく国際運転免許証

③自動車等の運転に関する外国の運転免許証※

※「自動車等の運転に関する外国（国際運転免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域）の運転免許証（政令で定める者が作成した日本語による翻訳文が添付されているものに限る）

③外国の運転免許証

★外国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付して運転



- 日本に上陸後1年間、外国・地域の運転免許証※に日本語による翻訳文※が添付されたものを所持することで運転できます。
(道交法第107条の2)

(※) 外国・地域の運転免許証
…スイス、ドイツ、フランス、ベルギー
モナコ、台湾の運転免許証

(※) 日本語による翻訳文
…当該免許証を発給した国の領事機関、
国家公安委員会が指定した法人等が
作成したものに限ります。

外国の運転免許証の切替 (外免切替 (2025年10月法改正))

外免切替とは

外国で取得した運転免許を日本の運転免許に切り替えることを言います。切替には必要な書類の審査や知識・技能の確認などがあります。

また2025年10月に法改正がありルールが一部変更となっていますので注意が必要です。

①必要となる主な書類など

※赤字は2025年10月改正

◆住民票の写し

(※申請者の国籍にかかわらず、例外的な場合を除き、住民票の写しの添付が必要。
観光等の3か月以下の短期滞在の方は免許を取得できません。)

◆有効な外国の運転免許証

◆外国の運転免許証の日本語翻訳文

◆滞在証明書

(外国の運転免許取得後、その国で通算3か月以上滞在していたことを証明するもの。
例:パスポート、出入国記録等)

◆マイナンバーカード、在留カード等の本人確認書類

②知識・技能確認があります

※赤字は2025年10月改正

◆「知識確認」

- ・問題数50問
- ・審査（合格）基準は90%

◆「技能確認」

- ・運転に必要な技能の確認
- ・審査（合格）基準は70%

②知識・技能確認が免除されるケースがあります。

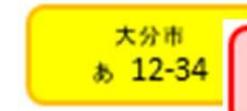
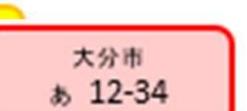
◆「知識確認」「技能確認」が免除される国等（29か国）

アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国（オハイオ州、オレゴン州、コロラド州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及びワシントン州に限る）、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルク、台湾

◆「技能確認」が免除される国等

アメリカ合衆国(インディアナ州に限る。)

免許証の種類によって運転できる車両について

免許証の種類	運転できる車両の範囲			
	<p>【第一種原付】 排気量50cc以下、 排気量125cc以下かつ 最高出力4.0kw以下 (新基準) 最高速度30キロ</p>	<p>【第二種原付】 排気量51～125cc 法定速度60キロ</p>	<p>【普通自動二輪】 排気量 125cc～400cc</p>	<p>【普通自動車】 (四輪)</p>
ナンバー プレート	白 	黄色 (51cc～90cc) ピンク (91cc～125cc)  	白 	白 
普通免許	○	×	×	○
普通二輪免許	○	○	○	×
小型限定 普通二輪免許	○	○	×	×
原付免許	○	×	×	×

3.事故発生時の対応



事故発生

大丈夫って
言ってるし…

たいしたケガ
じゃないし…

相手が勝手に
転倒したんだから…

安易な判断で事故現場を離れると…

- ① 救護義務違反
- ② 報告義務違反

⇒「ひき逃げ」

救護義務違反

10年以下懲役
又は
100万円以下の罰金

違反点数35点
・免許取消
・3年間免許
取得不可

交通事故が起きたら必ず
①110番（警察） ②119番（救急）

具体的には

1.警察（110番）・救急（119）



2.負傷者の救護（消防の指示に従う）



3.二次被害の防止（車や負傷者の移動）



※単独事故（物損事故）でも必ず届出

4. 保険

～「自賠責保険」と「任意保険」～

	相手	自分
物		
身体	<p>自賠責保険</p> <p>(強制保険)</p> <p>(ケガ120万・死亡3,000万等上限あり)</p>	

	相手	自分
物	<h1>任意保険</h1> <p>(自賠責保険での不足分等を支払い)</p>	
身体	<h1>自賠責保険</h1> <p>(強制保険) (ケガ120万・死亡3,000万等上限あり)</p>	

	相手	自分
物	対物賠償保険	車両保険
身体	対人賠償保険	人身傷害保険

自賠責保險 (強制保險)

	相手	自分
物	任意保険	
身体	<p>自賠責保険</p> <p>(強制保険) (ケガ120万・死亡3,000万等上限あり)</p>	

自賠責保険（強制保険）

自賠責保険の加入は法律で義務付けられています。



自賠責保険（強制保険）

自賠責保険の加入は法律で義務付けられています。

自賠責保険に加入しないで
運転すると

1年以下の懲役または**50万円**以下の罰金
(自賠法第86条の3)

さらに

違反点数**6点**

および**6か月**の範囲内の免許停止処分
(道路交通法第103条、第108条の33)



自賠責保険（強制保険）

自賠責保険の加入は法律で義務付けられています。

罰金
免許停止

さらに

は

および

(道路交通法第

免停
か月以内
点数6点



自賠責保険（強制保険）

自賠責保険の加入は法律で義務付けられています。

罰金
免許停止



万が一、自賠責保険に加入しないで
人身事故を起こしたら

高額な賠償責任を負います



自賠責保険（強制保険）

罰金
免許停止

高額な
賠償金

自賠責保険（強制保険）

損害の内容	被害者1名あたりの限度額	
ケガによる損害	120万円	
後遺障害による損害	常時介護を要する場合 (第1級)	4,000万円
	随時介護を要する場合 (第2級)	3,000万円
上記以外の後遺障害	(第1級)3,000万円 ～(第14級)75万円	
死亡による損害	3,000万円	

任意保險

	相手	自分
物	対物賠償保険	車両保険
身体	対人賠償保険 自賠責保険 (強制保険) (ケガ120万・死亡3,000万等上限あり)	人身傷害保険

対人賠償保険



自賠責 補償内容	損害種類	保険金支払限度額
	死亡	3,000万円
	後遺障害	4,000万円
	傷害	120万円

自転車の運転手
ケガによる治療費
500万円

自賠責保険

ケガによる治療費（上限）

120万円



380万円
自己負担？！

対人賠償保険



自賠責 補償内容	損害種類	保険金支払限度額
	死亡	3,000万円
	後遺障害	4,000万円
	傷害	120万円

自転車の運転手
ケガによる治療費

500万円

自賠責保険

ケガによる治療費（上限）

120万円

対人賠償保険

ケガによる治療費

380万円

対人賠償保険

認定損害額	年齢	職業	損害
約5億2,800万円	41歳	医師	死亡
約3億9,700万円	21歳	大学生	後遺障害
約3億8,200万円	29歳	会社員	後遺障害
約3億7,800万円	23歳	会社員	後遺障害
約3億6,700万円	38歳	医師	死亡
約3億6,500万円	14歳	中学生	後遺障害

	相手	自分
物	対物賠償保険	車両保険
身体	対人賠償保険 自賠責保険	人身傷害保険

対物賠償保険



相手がいる事故の場合、
責任割合が発生します。

例えば…

相手の修理額200万
自分の責任割合：80%
相手の責任割合：20%

相手の修理費
200万円 ×

責任割合
80% = **160万円**

対物賠償保険
160万円

対物賠償保険

認定損害額	裁判所	事故日	損害物
32億8,900万円	東京地裁	2008年08月03日	道路復旧費用
2億6,135万円	神戸地裁	1985年05月29日	積荷(呉服・洋服)
1億3,480万円	東京地裁	1991年02月23日	店舗(パチンコ)
1億2,036万円	福岡地裁	1975年03月01日	電車・線路・家屋
1億1,798万円	大阪地裁	2007年04月19日	精密機械設備
1億1,347万円	千葉地裁	1992年09月14日	電車

対物賠償保険
車の運転手は

万が一の交通事故に備え

32億8,900万円

東京地裁

2008年08月03日

道路復旧費用

2億6,135万円

神戸地裁

2005年05月18日

店舗(呉服・洋服)

1億3,480万円

東京地裁

1995年02月22日

店舗(パチンコ)

1億2,000万円

大阪地裁

2006年03月20日

精密機械設備

(対人賠償・対物賠償保険等)

1億1,798万円

大阪地裁

2007年04月19日

電車

1億1,347万円

大阪地裁

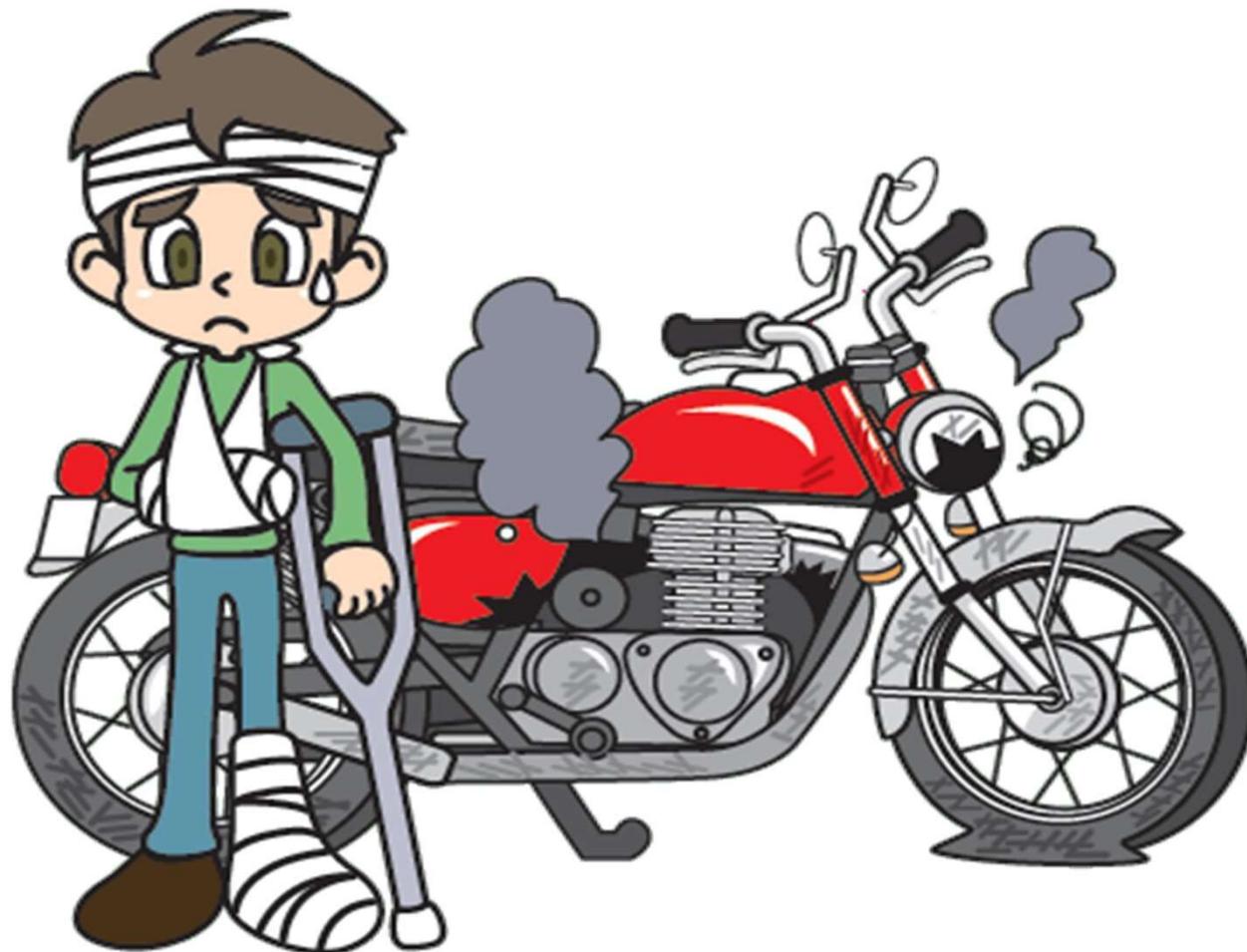
1992年09月14日

へご加入を！

	相手	自分
物	対物賠償保険	車両保険
身体	対人賠償保険 自賠責保険	人身傷害保険

人身傷害保険

ケガ
の補償



クルマ
バイク
の補償

車両保険

余裕があれば・警察官到着後など



4. 相手の方の確認



5. 目撃者の確認



6. その場で絶対に**示談はしない**



7. 勤務先・学校等所属先への報告

原動機付自転車（原付）の ルール

第一種原付

50cc**以下**

原動機付自転車



30km/h

必要

基準

必要免許

四輪免許
での運転

法定速度

二段階
右折

第二種原付

51cc**以上**～125cc

小型限定普通二輪
以上(普通・大型)



60km/h

不要

第一種原付

50cc以下

原動機付自転車



30km/h

必要

基準

必要免許

四輪免許
での運転

法定速度

二段階
右折

2025年4月1日
新基準

総排気量
125cc以下

かつ

最高出力
4.0kw以下

ができますが、
ルールは同じです

第一種原付（50cc以下+125cc以下かつ最高出力4.0kw以下（新基準））

①【必須】免許証取得・携帯

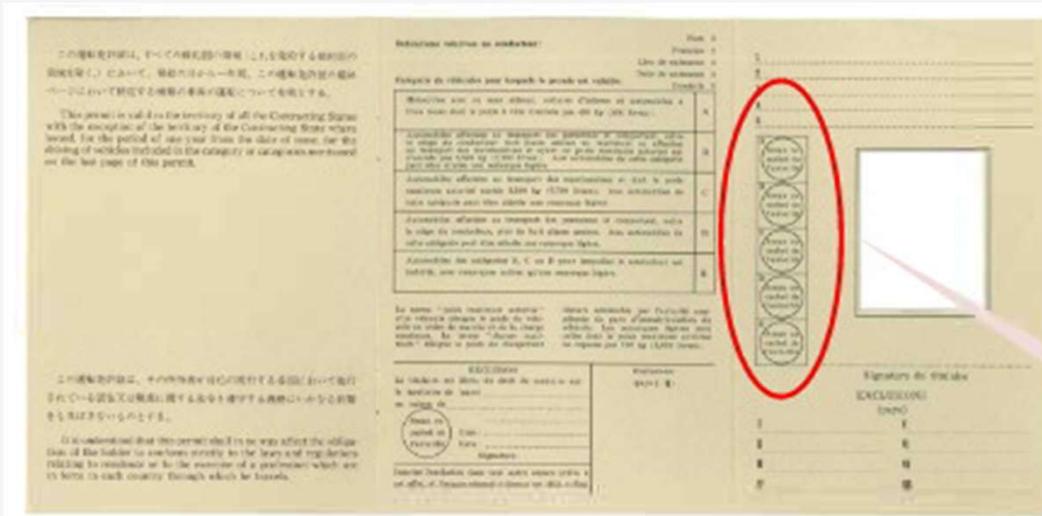
②【必須】自賠責保険への加入

③【必須】ヘルメット着用

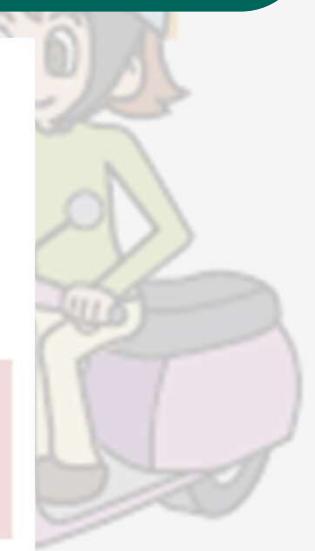


第一種原付（50cc以下+125cc以下かつ最高出力4.0kw以下（新基準））

国際免許証“ランクA” 原付を運転する場合は要確認



スタンプが押されている車両のみ運転可能です。



二人乗りのルール

第一種原付

50cc以下

+

125cc以下かつ
最高出力4.0kw
以下（新基準）



第二種原付

51cc以上

～

125cc以下



二人乗りのルール

第一種原付

50cc以下

+

125cc以下かつ

最高出力4.0kW

以下二輪車含む

第一種原付

50cc以上

125cc以上

二人乗りのルール

“二人乗り”の条件



二人乗りのルール

- ①第二種原付は可能（第一種原付は禁止）
 - ②後部座席があること
 - ③“小型限定普通二輪・普通二輪・大型二輪免許”
取得から1年経過
- ※第一種・第二種原付は高速道路は通行不可
- ※普通・大型自動二輪は運転者が20歳以上で、
免許取得後3年以上経過すれば高速道路運転可能

原付一種・二種のルールの違い

主な違い		
	【第一種原付】 排気量50cc以下	【第二種原付】 排気量51～125cc
二人乗り	×	○
二段階右折	必要	不要
法定速度	時速30キロ	時速60キロ
高速道路の走行	×	×
原付免許での運転	○	×

【参考資料】ジュネーブ条約加盟国等一覧

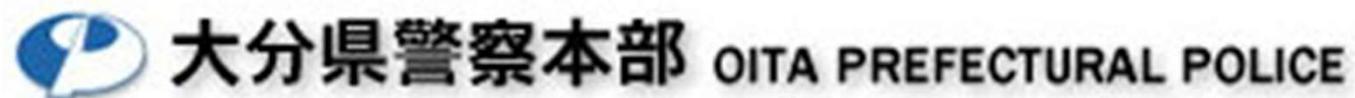
国	国名	加盟条約			発効している国際連続免許証の様式			国	国名	加盟条約			発効している国際連続免許証の様式		
		日本	ヨーロッパ	その他	日本	ヨーロッパ	その他			日本	ヨーロッパ	その他	日本	ヨーロッパ	その他
1	アイスランド	○	×	×	○	×	×	28	コートジボワール	○	○	×	×	○	×
2	アイルランド	○	×	×	○	×	×	29	コンゴ	○	*				
3	アメリカ合衆国	○	×	×	○	×	×	30	コンゴ民主共和国	○	○				
4	アラブ首長国連邦	○	○					31	サンマリノ	○	○				
5	アルジェリア	○	*					32	シエラレオネ	○	×	×	○	×	×
6	アルゼンチン	○	○	○	○	×	○○○	33	ジャマイカ	○	*				
7	アルバニア	○	○	×	×	○	×	34	ジョージア	○	○	×	○	○	×
8	イスラエル	○	○	×	○○○	○	×	35	シリア	○	*				
9	イタリア	○	○	×	○	○	×	36	シンガポール	○	×	×	○	×	×
10	インド	○	*	×	○	×	×	37	ジンバブエ	○	○	×	×	○	×
11	ウガンダ	(*)	○	×	○○○	×	×	38	スイス	*	○○○	○	*	○○	*
12	英國	○	○	○	○	○	○	39	スウェーデン	○	○	×	○	○	×
13	エクアドル	○	*	×	○	×	×	40	スペイン	○	×	×	○	○	×
14	エジプト	○	○	×	○	×	×	41	スリランカ	○	×	×	○	×	×
15	エストニア	○	○	○	○	○	×	42	スロ伐キア	○	○	×	○	○	×
16	オーストラリア	○	*	×	○	×	×	43	スロベニア	○	○	×	○	○	×
17	オーストリア	○	○	×	○	○	×	44	セネガル	○	(*)	×	○	×	×
18	オランダ	○	○	×	○	○○○	×	45	セルビア	○	○	×	*	○	×
19	ガーナ	○	○	×	○	○	×	46	タイ	○	○	×	○	○	×
20	カナダ	○	*	×	○	×	×	47	大韓民国	○	×	×	○	×	×
21	カンボジア	○	*	×	○	×	×	48	チニコ	○	○	×	○	○	×
22	キプロス	○	*	×	○	×	×	49	中央アフリカ	○	○				
23	キューバ	(*)	○	×	×	×	×	50	チュニジア	○	○	×	○	×	×
24	ギリシャ	○	○	×	○	○	×	51	アリ	○	×	×	○	×	×
25	ギルギス	(*)	○	×	○	○	×	52	デンマーク	○	○	×	○	○	×
26	グアテマラ	○	*	×	○	×	×	53	トーゴ	○	×	×	○	×	×
27	クロアチア	○	○	×	○	○	×	54	ジニニカ共和国	○	×	×	○	×	×

注1: -ジュネーブ移設の国際連合会員国を承認していないため、国際連合会員国による未承認で演説はできない。
 -会員国以外の第三国でも、他の形式の国際組織を承認していない場合、ヒートマップでは表示されないことに留意すること。
 -国連の小会議や会員国間会議などは日本政府の承認を受けておらず、ヒートマップでは表示されることはあります。

頁	国名	年齢制約			免効している算群 運転免許証の様式			頁	国名	年齢制約			免効している算群 運転免許証の様式		
		18歳未満	18歳以上	その他	18歳未満	18歳以上	その他			18歳未満	18歳以上	その他	18歳未満	18歳以上	その他
55	トリニダード・トバゴ	○	×	×	○	×	×		オーランド	○	○	×	○	○	×
56	トルコ	○	○	×	○	×	×		ホルトガル	○	○				
57	ナイジェリア	○	○						マダガスカル	○	×				
58	ナビア	○	×	×	○	×	×		マザウイ	○	×				
59	ニجرエール	○	○	-	-	-	-		マリ	○	(○)	×	○	×	×
60	ニュージーランド	○	×	×	○	×	×		マルタ	○	×	×			
61	ノルウェー	○	○	×	○	○	×		マレーシア	○	×	×	○	○	×
62	ハイチ	○	×						南アフリカ共和国	○	○	×	○	○	×
63	レバダニア	○	×	×	○	×	×		モナコ	○	○	×	○	○	×
64	ラバヌニューザニア	○	×						モロッコ	○	○				
65	パラグアイ	○	×	○	○	×	○		ヨルダン	○	○	○	○	○	×
66	パラグアイス	○	×						モンテネグロ	○	○	×	○	○	×
67	パーレーン	○	×						オース	○	×	×	○	○	×
68	ハンガリー	○	○	×	○	○	×		ドミニカ	○	○	×	○	○	×
69	パンダラディシ	○	×	○	○	×	○		アゼルバイジャン	○	○	×	○	○	×
70	フィジー	○	×	×	○	×	×		トルコ	○	○	×	○	○	×
71	フィリピン	○	○	×	○	○	×		ルーマニア	○	○	×	○	○	×
72	フィンランド	○	○	×	○	○	×		リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	×
73	フランス	○	○	×	○	○	○		ルクセンブルク	○	○	×	○	○	×
74	ブルガリア	○	○	×	○	○	×		ルーマニア	○	○	×	○	○	×
75	ブルキナファソ	○	×	×	○	○	×		ルワンダ	(*)	×	×	○	○	×
76	ブルネイ	○	×	×	○	○	×		レバノン	○	○	×	○	○	×
77	ベトナム	×	○	×	○	○	×		ロシア	○	○	×	○	○	×
78	ペナン	○	○	×	○	○	×		ジブラルタル	○	○	○	○	○	○
79	ペキズエラ	○	○						ジャージー	○	○	○	○	○	○
80	ペルー	○	(*)	×	○	○	×		カーンジー	○	○	○	○	○	○
81	ペルギー	○	○	×	○	○	○		マン島	○	○	○	○	○	○
82	ボツワナ	○	(○)	×	○	○	×		香港	○	×	×	○	○	×

注1：■：クーポン形式の国際運賃免許券を発行していないため、国際運賃免許券による手続はできない。
■：航空会社の運賃によっては、機内形式の国際運賃免許券を発行している航空会社、ヒューリック便などで運送するルートでないと発券することはない。
■：日本国内の国際運賃免許券は日本航空の駆け出式を踏むことにより、本邦において運送することができる国。
■：2004年7月度で米国を含む10カ国。加盟要件については、国連ホームページに記載したもの。
注2：駆け出式の△及び×は、該当国との国境に疑義があると認められるもの、[詳細]は該当国のページ参照。
注3：空港によっては別途料金又は手数料のもの。
注4：マークについては、羽田空港ではない回答があつたもの。

MS&AD あいおいニッセイ同和損保



2025年10月作成